

浄化槽工事を  
行う皆様へ



千葉県マスコットキャラクター  
「チーバくん」

浄化槽工事業を営む場合は、設置する場所の都道府県知事へ浄化槽工事業の登録・届出が必要です。

浄化槽法第21条・第33条

浄化槽工事業とは「浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事」を行う工事業です（入替えも含まれます）。

建設業許可を持っていても、別途届出が必要になります。

また、浄化槽工事業の登録・届出内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。

例) 建設業許可の更新に伴う番号の変更

千葉県知事（般-23）第●●●号 → 千葉県知事（般-28）第●●●号

詳細は下記の千葉県ホームページを御確認ください。

「千葉県庁ホームページ 浄化槽工事業の登録・届出について」

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/joukasou.html>)

検索キーワードは   です。

問合せ先：千葉県 県土整備部 都市整備局  
建築指導課 建築指導室  
千葉県庁中庁舎3階  
(電話)043-223-3183

## 浄化槽工事業とは

浄化槽工事とは浄化槽の設置又はその構造や規模の変更をする工事をいい、入替え工事も含みます。

浄化槽工事を請け負う事業を営もうとする者は、営業所ごとに浄化槽設備士を設置したうえで、営業所の所在地に関わらず、実際に工事を行おうとする区域を管轄する全ての都道府県ごとに、それぞれの知事あてに登録又は届出をする必要があります（例えば東京都内のみ営業所がある場合でも、千葉県で浄化槽工事業を行う際には千葉県知事の登録又は届出が必要となります）。

また、申請内容等に変更があった場合や廃業した場合にも届出が必要です。

### 「登録」が必要となる者

建設業の許可を受けていない者又は許可を受けていても土木工事業・建築工事業・管工事業以外の許可しかを受けていない者が浄化槽工事業を営もうとする場合（1件の請負代金の額が500万円に満たない工事に限る）は、浄化槽工事業の「登録」が必要です。

※浄化槽法第24条第1項に規定される欠格事項に該当しないことが必要です。

※登録の有効期間は5年間です。引き続き浄化槽工事業を営もうとする場合は、有効期間満了の日の30日前までに更新の登録申請を提出する必要があります。

※申請内容に変更があった際又は浄化槽工事業を廃止した際には30日以内に届出が必要です。

### 「届出」が必要となる者

土木工事業、建築工事業又は管工事業の建設業許可を受けている者は、特例浄化槽工事業の「届出」が必要です。

※届出の有効期間は建設業の許可を有している間です。

※届出内容に変更があった際や、浄化槽工事業を廃止した際には遅滞なく届出が必要です。特に建設業の許可は5年で更新が必要となっているため、建設業の更新を行った際にはその都度変更の届出を提出しなければなりませんので御注意ください。

## 浄化槽設備士とは

浄化槽工事を実地に監督する者として、国土交通大臣から浄化槽設備士免状の交付を受けている者をいいます。

「登録」・「届出」どちらの浄化槽工事業者でも、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならず、浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士が実地で監督等を行わなければなりません。

## その他浄化槽工事業者の責務

### 標識の掲示

浄化槽工事業者は営業所及び浄化槽工事業の現場ごとに、見やすい場所に国土交通省令で定める事項等を記載した標識を掲げなければなりません。

### 帳簿の備付け

浄化槽工事業者は営業所ごとに帳簿を備え、国土交通省令で定める事項等を記載し保存しなければなりません。